ロ　市町村民税に関する情報
ハ　住民票に記載された住民票関係情報
ニ　介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
ホ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第八条第一号イ中「）又は」を「）若しくは」に改め、同号ロ中「又は医療費支給認定基準世帯員」を「若しくは医療費支給認定基準世帯員」に、「若しくは」を「及び」に、「実施又は」を「実施」に改め、「平成十九年法律第百二十七号」の下に「。以下この号並びに第四十四条第一号及び第二号において「平成十九年改正法」という。」を加え、「実施に」を「実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号及び第四十四条において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（この号及び第四十四条において「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項（平成十九年改正法附則第四条第二項において準用する場合を含む。以下第四十四条において同じ。）並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第二十四条第一項の開始若しくは同条第九項の変更、同法第二十五条第一項の職権による開始若しくは同条第二項の職権による変更又は同法第二十六条の停止若しくは廃止に」に改め、同号ハ中「小児慢性特定疾病児童等」の下に「、その保護者（当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者（児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。）又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

第八条第二号ハ中「小児慢性特定疾病児童等」の下に「、その保護者（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者である場合に限る。）」を加え、同号ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　当該変更の認定に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報

第八条第三号を次のように改める。

三　児童福祉法第十九条の七の小児慢性特定疾病医療費の支給の調整に関する事務　次に掲げる情報
イ　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
ロ　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
ハ　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第八条第四号中「（児童福祉法第十九条の三第七項の医療費支給認定保護者をいう。次号において同じ。）」を削り、同条第五号を削る。

第九条第一号中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費」を削り、同号中ロをニとし、イをハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ　当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
ロ　当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

第九条第二号中「次に」を「当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号イ及びロ中「当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同条第三号中「次に」を「当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る前号ロ及びハに」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費の支給に関する情報
ロ　生活保護実施関係情報
ハ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第十条第一号中「、同法」を「又は同法」に改め、「又は同法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費」を削り、「次に」を「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号イ及びロ中「当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同条第二号中「住民票に記載された住民票関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ　市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報

第十条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　児童福祉法第二十一条の五の十二第一項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報
イ　児童福祉法第二十一条の五の三第一項の障害児通所給付費及び同法第二十一条の五の四第一項の特例障害児通所給付費の支給に関する情報
ロ　市町村民税に関する情報
ハ　住民票に記載された住民票関係情報
ニ　介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報
ホ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報

第十条の次に次の二条を加える。

第十条の二　法別表第二の十二の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十一条の五の三十の肢体不自由児通所医療費の支給の調整に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該肢体不自由児通所医療費の支給に係る肢体不自由児通所医療を受けた障害児に係る次に掲げる情報とする。
一　健康保険法による保険給付の支給に関する情報
二　船員保険法による保険給付の支給に関する情報
三　国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報

第十条の三　法別表第二の十三の項の主務省令で定める事務は、児童福祉法第二十四条第三項の調整又は要請に関する事務とし、同表の十三の項の主務省令で定める情報は、同条第一項に規定する児童の扶養義務者に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。